

会 報 第85号

2008(平成20)年9月10日発行 編集・発行 図書館学教育部会

目 次

2008年度 臨時研究集会報告(西日本会場:2008年7月19日、東日本会場:2008年7月26日)	
大学において履修すべき図書館に関する科目の検討経過について(薬袋秀樹).....	1
JLA 図書館学教育部会案について(志保田 務).....	4
「大学において履修すべき図書館に関する科目」について(柴田正美).....	6
西日本会場:2008年度臨時研究集会に参加して(村上泰子).....	7
同 :臨時研究集会に参加して(山中秀夫).....	7
同 :参加者のアンケートから.....	8
「大学における図書館に関する科目」についての日本図書館協会図書館学教育部会幹事会の考え方(竹内比呂也).....	9
質疑応答(西日本会場・東日本会場をまとめて).....	11

大学において履修すべき図書館に関する科目の検討経過について

薬袋秀樹(これからの図書館の在り方検討協力者会議・筑波大学大学院)

はじめに

文部科学省生涯学習政策局に設けられたこれからの図書館の在り方検討協力者会議(以下、協力者会議という)(第2期)における「大学において履修すべき図書館に関する科目」の検討状況について報告する。なお、詳しくは『図書館雑誌』2008年9月号の拙稿を参照されたい。また、本稿は筆者の個人的見解を含むものであることをお断りしておく。

*「意見の概要・試案」は、文部科学省のホームページで公開されています。(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/shiryo/08080610.htm)

1 検討に至る経緯

(1) 司書資格と養成方法

司書資格の取得方法については、これまで、図書館法第5条で次のように定められていた。

第5条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの

二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの

第1号で規定された司書講習については、図書館法第6条第2項で「履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部省令で定める」と規定され、「履修すべき科目」(以下、「修得科目」という)は、図書館法施行規則第2条で定められている。

第2号で規定された「図書館に関する科目」はこれまで定められてこなかった。第2号には社会教育法や博物館法にある「文部科学省令で定める」という文言がなく、「図書館に関する科目」を文部科学省が定めることが規定されていなかった。

この結果、大学における司書養成のための科目として司書講習の修得科目が用いられ、大学における開講科目を、修得科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めることが必要であった。

(2) 修得科目の改定

図書館法施行規則は1950年に制定され、修得科目を定めている。これまで2回改定され、次の3期を経ている。第1期(1959年9月~1968年3月)15単位、

第2期（1968年4月～1997年3月）19単位、第3期（1997年4月～）20単位。司書講習はもともと現職者を対象に設けられたものである。

修得科目は、徐々に充実してきたが、あくまで司書講習の科目であり、大学の教育課程にふさわしくないという指摘があり、大学の司書養成課程に修得科目を適用することを批判し、「図書館に関する科目」の制定を求める意見があった。

（3）『これからの図書館像』の発表

2006年4月、協力者会議（第1期）から『これからの図書館像 - 地域を支える情報拠点をめざして - （報告）』が発表された。この報告は、2001年の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の発表以後の社会や制度の変化、新しい課題に対応するために、図書館がめざすべき方向と実現するための方策の全体像を具体的に論じたものである。

この第2章の「(9)図書館職員の資質向上と教育・研修 司書の養成」では、「司書資格の修得科目の改正から既に10年が経過しており、社会の変化に対応して、科目の見直しの検討を行うことも必要であると考えられる」と述べている。

（4）これからの図書館の在り方検討協力者会議（第2期）

これをもとに、2006年7月協力者会議（第2期）が設けられ、「司書の養成・研修に関する検討課題」に取り組むこととなった。これは、『これからの図書館像』の発表を受けて、新しい図書館像を実現するための職員の養成と研修をめざすものと考えられる。

「検討課題」の「司書課程について」では、「図書館法第5条第1項第2号の『図書館に関する科目』の明確化（司書講習との（科目内容、単位数の）差別化の検討）」が挙げられている。これは、修得科目の見直しとともに、「大学で履修すべき図書館に関する科目」（以下では「図書館に関する科目」という。）を検討しようとするものである。

検討に際しては、最初に単位数の上限を決め、その範囲内で科目を検討するのではなく、司書課程で可能な科目数がある程度弾力的にとらえ、その枠内で、司書に必要な科目を検討し、次の段階で、その妥当性や実現可能性等について、図書館関係者や大学教育関係者等の意見を聞くことになった。

（5）図書館法の改正

2006年12月、最近の社会の変化に対応するため、教育基本法が改正され、社会教育に関する規定も改正された。その影響で、社会教育法三法も改正されることとなり、2008年6月に改正された。

図書館法第5条第1号は次のように改正された（施行は2002年4月）。

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したものであること。このことによって、大学において履修すべき「図書館に関する科目」を文部科学省令で定めることが明確になり、「図書館に関する科目」案を作成する必要が高まった。協力者会議では、2006年9月から2008年6月まで約2年近く、「図書館職員の研修の充実方策」と「図書館に関する科目」について検討してきた。

2 「図書館に関する科目」の検討状況

（1）「大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について」の性格

2008年7月、協力者会議（第3期）が発足し、第2期の審議内容を整理した「大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（これからの図書館の在り方検討協力者会議のこれまでの意見の概要・試案）」が資料として提出された。これは今後検討するための資料で、実現可能性について、今後検討が加えられる。

（2）現行修得科目の問題点

協力者会議（第2期）での検討では、現在の修得科目について、次のような問題点が指摘された。

図書館職員養成のための科目はさまざまな形で開講されているが、その全体がとらえられず、修得科目だけが論じられ、限られた単位数で即戦力としての司書の養成をめざす傾向がある。

司書講習のための科目であるため、実務的・技術的な傾向が強く、理論的な側面が必ずしも十分論じられない傾向がある。

図書館全体を捉える観点が弱く、個別科目の相互関係が不明確になる傾向がある。

図書館職員の図書館の意義や必要性に関する学習が不十分で、事務職に対して、図書館の意義や必要性を十分説明できない傾向がある。

図書館職員は、地方公共団体や国の行政、その基礎である法律制度に関する知識が不十分であり、そのため、事務職との相互理解が進まず、行政施策の確立が進まない傾向がある。

現在では、コンピュータに関する知識や技術なしには図書館は運営できないが、コンピュータ技術を専門に学ぶ科目がない。特に演習が行われていない。

資料組織、情報サービス（レファレンスサービス、情報検索）のみ演習が設けられているが、その基礎となる図書館サービスや図書館業務に関する演習が設けられていない。

必修科目と選択科目から構成されているが、選択科目の内容は選択した人しか学ぶことができないため、必要な基礎知識のうち、全員が学ばないものがある。たとえば、「図書及び図書館史」は選択であ

るが、他の科目には図書・図書館史に関する項目は含まれていない。選択科目を履修しない人は歴史について学ぶことができない。

受講者に図書館の現状を十分理解させるには図書館実習が必要である。

(3) 「図書館に関する科目」における改善

これらの問題点に対応するため、「図書館に関する科目」では、次のような改善を試みた。

「図書館に関する科目」の内容を、司書に必要と考えられる基礎的な知識・技術と位置付けた。そのほか、その基礎となる二種類の知識、「大学の教育課程における基礎的な知識」(例：憲法、外国語、情報技術)と「図書館業務に関する知識の基礎となるさまざまな分野の知識」(例：法学、社会学、経営学、心理学)のほか、「主題専門分野の知識」(例：人文、社会、科学・技術等)と「図書館に関するより専門的な知識・技術」(一部の大学、大学院で開講されている)を位置付け、「図書館に関する科目」を取り巻く関連する科目の体系を示した。

大学の授業にふさわしい内容とするため、まず体系的な基礎理論を確実に学び、理論を中心に基礎的な知識を習得できるように配慮し、できる範囲で、科目の中心となる理論的事項を科目の最初の部分に配置するようにした。

図書館業務・サービス全体を理解できるように、「図書館サービス演習」を設け、図書館経営、図書館サービス、図書館資料に関する演習を行えるようにし、また、できるだけ各業務・サービスの相互関係を論じるようにした。

図書館の意義や必要性を十分学ぶ必要があるが、それを扱う「図書館概論」の内容が過密であるため、「図書館概論」の一部を他科目に移し、図書館の意義や必要性を十分学べるようにした。

地方公共団体や国の行政、その基礎である図書館に関する法律制度に関する知識を学ぶために、「図書館制度・行政論」を設けた。

コンピュータ技術を専門に扱う演習科目「図書館情報技術演習」を設けた。この科目では、まず解説を行った後で演習を行う。必ず演習が行われるように、演習科目とした。

演習の多様化を図り、「図書館サービス演習」を設けた。特定の科目の演習を長時間行うよりも、時間は短くても多様な演習を行う方が、教育効果が上がると考えた。

司書となるために必要な知識については、できる限り、各科目の「内容」に項目を設けた。たとえば、図書・図書館史については、「図書館概論」「図書館資料論」「図書館サービス論」に関連する項目を設け、図書・図書館史に関する必要最小限の知識を全員が得られるようにした。

必修科目として「図書館特論」を設け、各大学が必要と考えた科目を開講できるようにし、その内容について具体的な例を挙げた。資料組織や情報サービスの演習時間に当てることもできる。

主題別資料論の学習は、司書課程よりも上の段階にとらえ、独立した科目とせず、そのエッセンスを図書館資料論で取り上げることとし、「専門資料論」を廃止した。主題別資料論の学習については、大学の学部段階では、当面、専攻する学問分野について学ぶことによって、その基礎となる主題知識を身に付けることを重視した。

実習は、図書館の現場の実情を知るためには効果的であるが、年間1万人以上の有資格者が養成されているため、必修とすることは現実的ではないと判断し、大学の判断によって図書館特論で取り上げることができるようにした。また、「図書館サービス演習」を設け、図書館見学を行いやすいようにした。

(4) その他の特徴

・各科目の内容と体系

科目の内容を明確にするために、科目の「内容」を、従来よりもくわしく、講義科目は10項目、演習科目は7項目示した。各科目を、基礎科目、図書館経営に関する科目、図書館サービスに関する科目、図書館資料に関する科目、図書館特論の5分野に分類し、体系的な構造を示した。

・各科目の単位数と時間数

各科目の内容を検討した結果、その充実を図るため、それぞれ2単位で開講することが適切と判断した。演習科目は、講義科目同様、1単位15～30時間で構成される。この「試案」では15時間を基本として構成しているが、大学の判断で30時間で構成することもできる。

・科目数と単位数

試案は14科目28単位で、現行の14科目20単位から8単位増加しているが、演習科目を1単位30時間で実施している大学では、4単位60時間の増加である。試案は講義20単位+演習8単位、現行科目は講義16単位+演習4単位で、講義が4単位増加している。演習は4単位が8単位になっているが、演習科目を1単位30時間で実施していた大学では、時間数は同じである。

(5) 今後の検討予定

協力者会議(第3期)では、今後、必要に応じて、関係者等からヒアリングを行って意見を聴取し、それをもとに試案の実現可能性を検討する予定である。

「図書館に関する科目」の制定は長年にわたる図書館界の念願であり、履修すべき科目の制定(改定)は10数年に一度のことであるため、慎重な検討と関係者間での十分な討論が望まれる。

(みない・ひでき)

JLA図書館学教育部会案について

志保田 務 (JLA 図書館学教育部会長)

1 はじめに

図書館法第5条には「次の各号の一に該当する者は司書となる資格を有する。」とある。2008年6月の改正で、同条第1項はこの「資格を有するもの」の第一を「大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定めると図書館に関する科目を履修したもの」(同第1号)とした。

改正前当該規定は「大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの」(旧第5条第1項第2号)であり、“省令で科目を定める”とされていなかった。そこでその“科目”(単位数)は、司書講習科目規定(旧第1号規定)にヤドカリして、58年の年月を過ごしたのであった。(注)

今般の図書館法改正で省令上に規定されることになった“大学における科目”(及び単位)が、どのようなものとなるのか、焦眉のときを迎えている。

しかし、その省令に規定されるであろう“大学における図書館に関する科目”の案のようなものは、本日の臨時研究集会に至るまで、姿形が示されていない。

2 日本図書館協会図書館学教育部会の立地

2.1 大学における図書館に関する科目の省令化

ここにあって、日本図書館協会(以下、JLA)図書館学教育部会(以下、当部会)としての態度を明白にすべきである。しかし、対象が不明の状態では、伝統的な形で対応するほかない。

図書館法第5条第1項第1号が「大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定めると図書館に関する科目を履修したもの」(同第1号)と規定したことは、まず評価できる。

すなわち、司書養成制度を司書講習(科目)依存の状態から解放することは、当部会活動の、1970年代以降、厳しく追求してきたことだからである。

2.2 短大での司書養成の継続と司書講習の継続

しかし、司書・司書補講習の廃止、司書資格を与えるための基盤組織を四年制大学とし、さらに大学院を基盤とすることといった点の主張は、今般の図書館法改正では実現しないことが明白となった。

これらのことは図書館学教育の格の点から言えば残念なことである。諸外国と比較しての養成レベルの低さが継続することとなった。

しかし、当部会はJLA内の委員会であるため、図書館法に基づいて養成する司書の受け入れ先である公共図書館(部会)や、養成課程を実行・展開する大学

・短大法人と意見を調整する必要があり、上述のようなことを強引に主張することに躊躇がある。総会、評議会、理事会、常務理事会で意見を聞いた結果として、現在においては、図書館法が規定するとおり、短大での司書養成の継続及び司書講習の継続を、追認せざるをえなかった。

2.3 大学院、上級司書に関する視界

しかし、大学院教育課程への進展の視野を遮断することはできない。そうしたなか、図書館法に立っての司書養成課程は、入門課程と把握することとする。そして専門レベルの図書館情報学教育を大学院で展開し、また現職者のキャリアアップ課程を、JLA専門職制度にゆだね、さらには社会人大学院につなごうとする。館種にとらわれず評価する検定を模索するLIPERの検定試験とも接触を続けて行く。

3 「大学における図書館に関する科目」と当部会

当部会は、司書養成のための科目を充実することを主張してきた。(大学基準協会案38単位、当部会案24単位案など。)

今般、図書館法改正の下での省令による「大学における科目」の規定化に関し、当部会では2007年の研究集会から検討を始めた。しかし省令に新たに規定されるであろう“大学における図書館に関する科目”の原案が非公開のままでは、検討の足場がない。

そこで現行省令の(しかも司書講習科目)の、20単位科目を対象に系統的把握を試み、時代にどう対応するかを図った。なお科目名称も現省令に借りた。処理過程のことゆえ、旧態依然との批判は当たらない。

3.1 現行科目、単位に関する批判、検討

現行「20単位が不十分」との認識で幹事一同一致。専門教育としての図書館学の立場を求める方向を出した。1996年の省令改定の際に当部会が出した24単位案(生涯学習関連科目を加えていないので、これを加えることが常態化した今日、プラス・アルファとなる)を基盤に出発した。

しかし、ここでも、短大等での開講時間数を勘案せざるを得ない。図書館法による司書養成を「入門課程」と理解するわれわれの対場から言えば、いたずらにこの法の下(の省令)で、司書養成のための単位、時間数を増やすことにはむしろ賛成できないという立場にある。

3.2 時間数による判断

大学設置基準によれば、「1単位」は15時間または30

時間もって実行される(1時間は45分)、両者の相違は予習、復習に課せられる時間数の違いによる。現にこの「1単位」を15時間でなく、30時間に設定している司書課程の例が、『日本の図書館情報学教育2005』(日本図書館協会、2008年)などを見ても少なくない。「30時間」で実行しているならば、単位数の表示を「2単位」と表示しても問題はない。仮に現行(司書講習科目)の1単位科目は8科目あるが、こうした1単位科目のうち「30時間」で実施されている例は、演習科目4単位分であり、これを倍に計算すると計24単位となる。当部会が24単位+を主張する根拠がここにあるのである。

3.3 当部会幹事会案

正規原案のない状況で、部会(総会)の議論を集約することは困難である。省令案を練っているらしい「これからの図書館検討協力者会議」へ意見を出す必要をおぼえ幹事会では提案をまとめた(2008年5月31日)。ただし、あくまでも幹事会としての案である。

前提で「大学における科目」は図書館法が法対象とする公共図書館の専門的職員である「司書」に的を定め、大学内の正規教育でその資格を付与するための科目と把握する。これらの科目は、司書養成のための入門科目であり、「図書館情報学の入門科目」と位置づける。

「大学における科目」の科目の系統分け

基礎、サービス、情報メディア、特論の4系統とする。

a. 基礎科目：7単位

「図書館経営論」を1単位から2単位とする。図書館特論の活用：より高度の演習や実習実施等への活用を図る。

b. サービス科目：9単位

「レファレンスサービス」、「情報検索」の両演習は重複があるので一本化。

c. 情報メディア科目：8単位

図書館情報処理に関する図書館情報技術の基礎の科目を「情報技術」などとして新設する。

d. 特論：1単位

全体の単位数

図書館学教育部会では、1996年の法改正で、24単位案を出しJLA総会決議を得ている。これに、図書館特論の1単位を加え25単位とする。増単位分は原則、演習単位の倍増にあてる。従来1単位科目は抱き合わせ科目として展開する弊害が指摘されるが、1単位ものを機械的に倍単位とすることはない。「1単位」は15時間に統一する。対処は各大学の判断に委ねるべきである。こうした単位設定は短大を含め大学内の資格教育課程で無理なく行いうる範囲と考えた。

担当教員数

養成の教育機関における司書課程担当教員を2名以上にするという、1996年当時の指針の文科省に維持、

より明白な指導がなされることを望む。

4 まとめ

以上は当部会幹事会による検討を踏まえたものである。しかし、部会全体での検討が必要である。また、パブリックコメントに向けて、意見を更に出してゆく必要があり、幹事会とても研究集会等の場所を用意する意図がある。9月19日(金)の全国図書館大会第10分科会で深く耕すときを持つ予定である。また、パブリックコメントの締め切りに間に合えば12月13日(土)の大谷大学における研究集会でも議論する。

図書館法は第5条第1項第1号に「大学における図書館に関する科目」を規定し、司書講習科目への依存状況を覆し、大学教育に主体の位置を与えた。司書講習体制脱出の第一歩であるが、積み残した問題は多い。例えば新旧司書講習科目との調整、読み替えなどの問題がある。

なお、本稿は、『図書館雑誌』2008年9月号に掲載した、志保田務による「図書館学教育部会幹事会案について」と、重なる部分があることをお断りしておく。

(注)

図書館法施行規則(文部科学省令：省令)は、改定予定であるが、現在第4条第2項において「司書の講習を受ける者がすでに大学において修得した科目の単位であって、前項の科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもって前項の規定により修得した科目の単位とみなす。」としており、司書課程が講習科目に依拠するという根拠を与えているものと解される。

(しほた・つとむ)

2008年度第2回研究集会

てーま：大詰めを迎えた省令科目改定

講師：文科省関係係官、委員ほか(予定)

とき：2008年12月13日(土)13:30～

ところ：大谷大学響流館

もより：京都市営地下鉄「北大路駅」下車スグ

詳細は：<http://www.jla.or.jp/kyoiku/index.html>

「大学において履修すべき図書館に関する科目」について

柴田正美（帝塚山大学）

はじめに

当初の見込みでは、本日以前に、新しい図書館法施行規則にもとづいた「大学において履修すべき図書館に関する科目」の案が公表されているだろうとしていた。しかし、本日の臨時研究集会において配布された資料も「取扱い注意」であり、私に課されている「問題提起」のための条件は整っていない。

そこで、「大学における科目」に関して考えている問題点のいくつかを掲げ、今後の議論における検討のための素材として提起することにした。なお、この内容のいくつかは今年2月17日に桃山学院大学で開催された「2007年度日本図書館研究会第49回研究大会」において発表したものをベースとしている。

1 「大学における科目」に期待されるもの

当然のことであるが「大学における科目」は、各大学の独自性を発揮できる構造としなければならない。文科系の大学・社会科学系の大学・理科系の大学で、その内容は異なることを前提にしなければ「大学における」というコトバに背くことになる。

また、大学においては「4年一貫教育」を目指すのが通例であり、基礎教育部分と専門教育部分をどのように組み合わせるかに「一貫」とさせるかについても、各大学は工夫をこらしてカリキュラムを構成しており、これらの構造に見合う形の施行規則であることが期待される。

LIPER 報告を引用するまでもなく、わが国における司書養成教育が学部レベルを基礎としていることの問題性は、つとに指摘されてきたことであり、新たに「大学における科目」を考えるにあたっては、将来を見越して「大学院課程」を統合的につなぐことのできるものにしなければならないだろう。1990年代前半に論議していた前回の司書講習科目改訂の過程において「飛び級問題」が提起されていたことを忘れてはならないだろう。

大学設置基準の定めにもとづいて大学の学部・学科においては、それぞれの教育目標を設定し、学則等に明示している。この目標等と、新たに組み込む「大学における図書館に関する科目」は整合性を保つことが必要であろう。整合性のある科目の設定が不可能な場合は、「司書課程」として独立して運営せざるを得ない。課程としての独立は、大学における人的資源・教育課程の構成その他に大きな影響を及ぼすことになる。

今回の図書館法の改正が、「司書講習」と「大学における科目」の順序を入れ替えたという事実は重要なことである。今後とも司書講習が維持されることを明示しており、それと大学における科目との「異なる点は何であるか」を、養成された司書を受け入れる機関・組織に対して説明する責任が生じてくる。

2 科目実現のためのハードル

司書講習とは異なる構造をもつ「大学における科目」を実際に開講するためには、想定されるハードルとしてかなりのものがあるだろう。

まず、テキストが準備されなければならない。一部の科目にあっては司書講習テキストを流用できるかもしれないが、全く新たに制作しなければならないことも予想される。

また、科目担当者に求められる資質にも課題があるだろう。現職者あるいは直ちに図書館現場に就くことが期待されている司書講習科目に利用されるテキストは、実務を背景にして制作される例が多い。大学における科目は、それ以上に「理論的」であることが期待される。しかも、それを大学における授業として構築できる者が求められる。大学における授業担当者は、一部の例をのぞき高学歴化が進んでいる。また社会的貢献等を組み込める能力を求められている。

すでに述べた学部・学科等の目標に適合した他の科目との整合性や接続性が問題になるだろう。内容面での課題をどのように具体化するかが必要となる。

さらに、資格科目一般に求められる教育と研究の相克にもハードルが明らかになるだろう。図書館情報学を修めていることと、司書資格を有することがイコールでないことは明らかであり、キャリア・パスとの関連においても明確な認識が求められる。

3 科目受講の前提条件

すでに「大学全入時代」になって数年が経過している。学生の資質・能力は、それにもなまって低下を続けているのが実態であろう。しかも大学はキャリア・アップのための組織という面が強調され、資格取得思考は学生のなかに蔓延している。

対応する授業科目の受講だけで得られる資格への期待は強まっている。受講後に国家試験等の実施される資格は忌避される傾向がある。授業においても、厳しい授業を避け、容易に単位を取得できる科目・教員を選ぶ。理論的思考を求めたり、レポート・課題の多い

科目も避けられる。こうした傾向に対して、新たにつくる「大学における科目」は対処が可能だろうか。

資格取得を前提にするカリキュラムにおいては、実習の要素を欠くわけにはゆかないだろう。大学の科目の一部として「実習」を実現していくには、期間・実習機関・内容等において検討すべき課題もたくさん出てくる。

司書講習とは異なる科目としての「大学における科目」の実現には、広範な視点を踏まえた検討が必要であろう。(しばた・まさみ)

西日本会場（於：大阪府立中之島図書館）

2008年度臨時研究集会に参加して

村上泰子（関西大学）

今次の臨時研究集会は、図書館法改正後に開かれる初めての集会ということで、図書館情報学教育に携わる者として、また司書課程の運営に携わる者として、今後の図書館学教育の発展への期待と、個別大学における対処に関する不安の双方を抱えつつ参加した。

法改正の大枠についてはこれまでの集会等でも触れられてきたが、改正が成り施行規則の施行日（2010年4月と決まっている。）が差し迫る中、「大学における図書館に関する科目」の具体的中身と実施スケジュールについて、どのような試案が提示されるのかが最大の関心事であった。

まず提示された科目構成に関して、検討されたメンバーの方々の苦心が随所に垣間見える内容であると感じた。科目構成は「どのような人材を輩出したいか」という理念を雄弁に物語る。そうした養成理念やそこに至る方法論を図書館界全体で共有することはそれほど簡単なことではない。今回の改訂試案では「社会における図書館の役割と機能について十分に理解し説明できる人材」の育成のために、特に理論の重視と法制度・行財政制度の理解の深化に力点が置かれているように感じた。急激な単位増が見込めない中で、それによって犠牲になった重要部分は当然のことながらある。（「図書館特論」を枝分かれさせて、そこで補充することは可能であるが、その場合には「選択」制をとらざるを得ない。）また、あくまでも公共図書館について定めた「図書館法」の枠内での改訂であることから、「図書館概論」の科目名称が「図書館情報学概論」となっていない点も残念ではあった。しかしながら、それらの諸点は、出口の問題も含めて、大学院教育やリカレント教育、現場研修など、司書課程以外の教育システム全体の中で継続して考えていかなければなら

ない課題なのであろう。

一方で特に面白いと感じたのは「図書館サービス演習」であった。図書館サービスに関しての実践的能力を養成することが目的とされているが、ディスカッションや見学、調査などを通じて、図書館により一層の興味を持たせる糸口としての可能性が見出された。ただし本学のように多数の受講生を抱える課程において、これをどのような形で実践していくか、大いに頭を悩ませられるところである。

最後に、文部科学省実施の講習からの読み替えではなくなったことにより、開講科目の内容について認可が必要なくなる（事前相談は必要）とされた点は、大いに不安を感じる点であった。2名の専任体制が担保されるかどうかさえも、蓋を開けてみなければ分からない状況のようである。看板がいかに変わろうとも、中身がついてこなければ意味がない。たとえば教職課程であれば、文部科学省での事前相談後、課程認定委員会における審査を経て、認定が行われるほか、認定後には実地視察もある。今回の質疑の中では、これに相当する仕組みの整備は将来的に考えねばならぬことであるとの言及に留められていた。急ピッチでの改訂途上にあって困難であると思うが、課程認定委員会に相当する評価の仕組みを整備できるかどうか、今後の大きな鍵を握っているように思われる。

この点は裏を返せば、各大学が図書館員の養成に関して規制の緩い中でいかに見識をもって取り組むことができるか、学内を説得することができるか、限られた条件の中で工夫することができるか、自身を高めていくことができるか、今後の試金石とされるものである。（むらかみ・やすこ）

西日本会場（於：大阪府立中之島図書館）

臨時研究集会に参加して

山中秀夫（天理大学）

図書館法改正に伴って、「大学における図書館に関する科目」が省令として制定されることが既定されている。科目がどのような現状認識に基づいてどのように改正されるのか、どのような手続きが求められるのかなど、現状では情報が少ない。検討会の基本的な考えも含めて、改訂の概要内容の情報を求めて参加した。

集会では、「大学における図書館に関する科目検討チーム」主査の葉袋秀樹氏より、当集会の2日前に開催された同検討会に提出された資料を基に、科目の検討状況や想定される科目、改訂までのタイムスケジュール等について、詳細に報告された。まず、改訂され

るであろう省令科目の実施時期が、2010年4月に定められているという。逆算すると、今年度中にはほぼ成案が得られ、来年度初めには制定される。先の改訂時の議論や、既に検討会内部で始められている議論がベースになっているのだろうが、今後求められる司書の資質・能力についての見解に加えて、現在の図書館を取り巻く状況も踏まえて、司書養成については図書館情報学教育の枠組みなどを含めたお考えを提示していただくことも今後ご検討頂きたいと思う。

本集会には、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」から、主査でもある葉袋氏以外に、志保田務氏（部会長）や糸賀雅児氏なども参加され、関連する複数の問題について、多面的な意見を拝聴することができた。

数年来、司書の正規採用数が減少しており、司書採用試験を実施する自治体数もその採用人数も年々落ち込んでいる。文科省の国会における答弁によると、1年間に司書資格を取得する者は約1万人いる。公立図書館職員数が増加しているものの、専任職員割合は急速に低下している。このような状況のなかで、司書養成の在り方をどのように考えれば良いのであろうか。

科目改訂に伴う科目内容や省令の制定による課程認定の手続きの問題（今回からは認定手続きが不要との回答があったが）などが実務的な問題として一番の関心事である。しかしそれだけに留まらず、教員の資質問題も含め、司書養成や研修の仕組みなど、図書館に関わる人材育成の問題について、将来的な見直しを含めて図書館界全体での議論も必要なのではないかと感じた。
（やまなか・ひでお）

西日本会場（於：大阪府立中之島図書館）

参加者のアンケートから

回収できたアンケート 10件

協会会員・部会員かどうか

日本図書館協会会員・図書館学教育部会会員	8
日本図書館協会会員・図書館学教育部会非会員	1
日本図書館協会非会員	1
無記入	0

今回の研修会に関する自由記入

- ・参加人数の少ないのが気になる。
- ・葉袋先生の説明は、わかりやすく現状がどのような状況にあるかが理解できた。しかし、今後はどのような方向で進めていくかが、もう1つわからなかった。

- ・志保田先生の経過が少しわかりにくいと思った。大切な経緯だと思う。
- ・竹内先生が発言されたように「基礎理論」をどう考えるか、どう位置づけるかが、大変重要であると感じた。最終報告時に、この点を詳細に明記してほしい。
- ・葉袋先生、糸賀先生はじめ、遠方からの皆さま、ありがとうございます。
- ・はじめて分かったことが多く、非常に参考になりました。
- ・協力者会議の案は、よく納得できました。伝統的な良い策だと思います。
- ・何故、これほど参加者が少ないのか？こんなに重要なテーマなのに！

テーマの設定について

	JLA 会員・部会員	JLA 会員・部会非会員	JLA 非会員	無記入
適切だった	8	1	1	
適切でなかった				
どちらとも言えない				
無記入				

プログラムについて

	JLA 会員・部会員	JLA 会員・部会非会員	JLA 非会員	無記入
適切だった	7	1	1	
適切でなかった				
どちらとも言えない	1			
無記入				

内容について

	JLA 会員・部会員	JLA 会員・部会非会員	JLA 非会員	無記入
適切だった	7	1		
適切でなかった				
どちらとも言えない	1		1	
無記入				

全国図書館大会・図書館学教育分科会にご参加ください

2008年9月19日（金）9:30～16:30
神戸学院大学ポートアイランドキャンパス
詳しくは『図書館雑誌』2008年8月号参照

「大学における図書館に関する科目」についての日本図書館協会 図書館学教育部会幹事会の考え方

竹内比呂也（千葉大学・図書館学教育部会幹事）

1. はじめに

「大学における図書館に関する科目」についての図書館学教育部会幹事会（以下「幹事会」）での議論を紹介することによって、「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（これからの図書館の在り方検討協力者会議のこれまでの意見の概要・試案）」（以下「試案」）に関する議論の口火を切る役割を果たしたい。今回の臨時研究集会の目的は、これからの図書館の在り方検討協力者会議の主旨である葉袋秀樹氏によって示された「試案」について議論することにあるので、幹事会の考え方そのものの是非についての議論にはならないようにお願いしたい。

2. 背景

幹事会としては、「大学における図書館に関する科目」の制定への対応として文部科学省における検討とは別に議論を行った。文部科学省の協力者会議において検討された科目案については、2007年12月の当部会研究集会においても協力者会議のメンバーから経過的な紹介があり、その趨勢を全く聞いたことがないというわけではない。しかしながら「試案」にあるような科目についての全体的な考えについては、2008年7月19日に大阪・府立中之島図書館で開催した当部会の臨時研究集会（西日本会場）においてはじめて知ったところである。

それゆえ、幹事会での議論は「試案」を前提にしたものではなく、現行の司書講習科目をベースにした議論の結果であるのご理解をいただきたい。検討結果として科目案（第3次案まで）を作成したが、本日は幹事会案を検討する場ではないので、科目の枠組みを紹介し、簡単に触れるにとどめる。なお、これはあくまでも幹事会の議論によるものであり、部会決議等を経て部会としてのコンセンサスを得たものではない。従って手続き的には1996年当時の24単位案と同レベルのもの、すなわち部会案といえるものではない。また

既に日本図書館協会理事長名で科目についての意見が文部科学大臣宛に提出されているが、これは日本図書館協会常務理事会において幹事会とは別の視点も勘案した上で提出されたものであり、必ずしも幹事会の考えと同じものではない。

3. 論点の整理

幹事会の考え方を、「試案」によって示された論点に沿って整理しなおして提示することによって議論の出発点となれればと考える。論点とは、1)科目の基本的な考え方(位置づけ)、2)科目の設定と体系、3)単位数、および4)教育体制である。

1) 「大学における図書館に関する科目」の基本的な考え方

幹事会は「大学における図書館に関する科目」が制定されること自体には大いに賛成する。また司書養成のための入門科目、換言すれば「図書館情報学の入門科目」と位置づける点も「試案」と同じであり、「試案」の見解に賛成する。なお、入門科目と位置づける裏には、この司書養成の上に更に上級の図書館情報学教育カリキュラムが連続して存在することを認知するということがあり、そこには学部レベルの専門教育、あるいは大学院レベルの教育が含まれる。教育部会としては国際的には司書養成は大学院での実施が主流であると主張してきたところであるが、今般の図書館法改正には容れられていない。しかしながら、大学における図書館に関する科目が決まったことを一歩前進とし、今後さらに歩を進める礎としたい。

2) 科目の設定と体系

幹事会では、科目を、基礎・サービス・情報メディアにグループ化して考えてきた。基礎には図書館経営を含むものと考えている。それに加えて、図書館特論が位置づけられるだろう。ここでは「試案」における科目のグルーピングと合わせる形で幹事会案を再構成し、単位数と時間数を整理する。

区分	現行司書講習科目	「試案」	幹事会案
基礎科目	3単位 45時間	6単位 90時間	5単位 75時間
図書館経営に関する科目	1単位 15時間	4単位 60時間	2単位 30時間
図書館サービスに関する科目	7単位 135時間	10単位 150時間	9単位 135時間
図書館資料に関する科目	7単位 135時間	6単位 90時間	8単位 120時間
図書館特論	1単位 15時間	2単位 30時間	1単位 15時間

注) 単位数と時間については、「現行司書講習科目」については、必修科目のみを区分の対象とした。また 1996 年改正時の行政指導に従い、講義科目 1 単位 15 時間、演習科目 1 単位 30 時間と計算した。「試案」、「幹事会案」では、講義、演習を問わず、1 単位 15 時間と計算した。

選択科目を設置しないという考えは「試案」と同様である。単位数、時間数と比較すると、「試案」はバランス的には図書館経営を重視し、逆に図書館資料に関する科目の時間数を削減したカリキュラムになっていると言える。幹事会案においては、基礎科目に置いた情報処理技術関係と図書館経営に関する科目での時間増があり、その分図書館資料に関する科目の時間が若干減少しているものの、全体としてのバランスを重視する立場をとっている。最大の論点は、今回の科目が「司書養成の入門科目」「図書館情報学の入門科目」であるということをも前提としてふまえた上で、たとえ図書館像が変わってきているとしても、基本として必要な教育内容は何かということである。これについては関係者の意見を期待したい。

また「試案」では、「基礎的な知識や主題専門科目の学習について」という項目で、法学、社会学、経営学、心理学などの学習に言及されている。幹事会においても、教職課程に見られる「関連科目」のような、履修義務のある他分野の科目（例えば憲法）の設定を長期的には考える必要があると考える。これについても今後具体的に議論が深まることを期待する。

3) 単位数

本来は必要な教育内容の積み上げによって必要時間数などが決められるべきであるが、幹事会では「入門科目」であることを明確に規定した上で、かつて案として示した 24 単位を参考に図書館特論の 1 単位を加え 25 単位とした。これは現状よりも 15 時間多いものである（試案は 60 時間増）。なおこれはあくまでも最低ラインを示すものであり、大学独自の判断によって、単位、時間数を増やすことを何ら制約するものではない。

1 単位の科目は複数の科目を抱き合わせて開講される弊害が指摘されてきたところではあるが、1 単位の科目内容を機械的に倍にするのではなく、あるいはそもそもひとまとめにするのに無理があるものをまとめることなく、「入門科目」として必要な内容、時間数という観点から 1 単位として残す、あるいは奇数単位の科目設定を容認する立場を幹事会はとっている。なお、ここでいう 1 単位は 15 時間、つまり半期半コマである。「大学における図書館に関する科目」においては、これらの 1 単位科目の対処は各大学の判断に委ねられるべきであり、各大学の自主的な判断によって 2 単位 30 時間に拡張し、より多くの内容が教授されるのであればそれは望ましいことと考える。

なお、大学設置基準のいわゆる「大綱化」以降、講義も演習も 1 単位 15 時間で開講する大学が多くなっている。このような大学では、もともと各演習科目に必要とされていた時間数を確保するためには演習科目の単位の倍増が必要である。20 単位と規定される講習科目は、全体としては 24 単位で開講することによってようやく本来必要とされてきた授業時間数を確保できることになる。そのように考えると、25 単位以上の開講を行っている大学では、一部の 1 単位講義科目を各大学の判断で 2 単位で開講している可能性があるともみることができる。『日本の図書館情報学教育 2005』によれば、四年制大学で 25 単位以上の開講を行っているのは 77 大学となっており、司書養成を行っている四年制大学の半数を超える大学において、大学独自の判断での教育の拡充がなされていると解釈できる点に留意したい。

4) 教育体制

教育体制に関しては「大学における図書館に関する科目」の教育機関における司書課程担当教員を 2 名以上にするということを求める。1996 年当時の文部省の行政指導が今後も同じような形で、あるいはより明確な形で、行われることを望むところである。

なお、本稿は、2008 年 7 月 26 日開催された三田図書館・情報学会月例会 / 部会臨時研究集会における口頭報告を整理しなおしたものである。幹事会での意見を正確に反映することにつとめ、報告者の私見がなるべく露見しないようにつとめたが、最終的な文責は報告者が負うものである。

参考：図書館学教育部会幹事会科目案

群	科目名	単位数
基礎部門	生涯学習概論	1
	図書館概論	2
	図書館経営	2
	図書館電子化論	2
サービス部門	図書館サービス	2
	児童サービス論	1
	図書館サービス各論	1
	情報サービス	2
情報メディア部門	情報サービス演習	3
	情報メディア論	2
	情報メディア各論	1
	資料組織化	2
特論	資料組織化演習	3
	特論	1

(たけうち・ひろや)

質疑応答

2つの会場で交わされた質疑応答をまとめて掲載する。掲載にあたっては、つぎのように扱った。

図書館学教育部会幹事およびこれからの図書館の在り方検討協力者会議委員以外の一般からの質問は、名前を匿名にし、質問と表記しました。

臨時研究集会(7月26日)は、三田図書館情報学会と共催した。このことを考慮し、大学の科目と直接関係のない質問は省略した。また、7月19日と同内容の質問は、19日を優先し26日は省略した。

葉袋氏配布資料は、次のURLから入手可。

文部科学省「これからの図書館の在り方検討協力者」会議(第1回)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/shiryo/08080610.htm

西日本会場(於・大阪府立中之島図書館)

司会(柴田正美):本日、配布された資料は初見なので問題点を整理したい。列挙すると、大学における科目に期待するのは一体どこなのか。新たな科目のテキストの内容をどう作っていくのか。それぞれの科目の接続性、演習とどうかかわっていくのか。資格科目を設定すればするほど大学の研究と教育が別のものになってしまうおそれがある。「大学の科目」が実現すれば10年間は使っていくことになるだろうが、その間の時代の変化に対して教育と研究にどう対応していくことになるのか。われわれが意図した良い司書をつくらうとしても司書そのものが減っていくのではない。理論重点なのか技術重点なのか、この二つを整合して新しい科目をつくっていかねばいけない。これらの問題点を見据えながら、質疑を進めたい。まず、提出された質問紙の紹介と、それぞれについての回答をお願いすることにする。

質問紙1:文部科学省案として公表される省令科目はいつごろですか。大学としても設置の再認可が必要ですので、日程を知りたい。平成21年4月の年度は、現行通りでいくと思ってよろしいですか。

葉袋秀樹(これからの図書館の在り方検討協力者会議主査):今のところ10月位までに、この新しい第3期の協力者会議の中間報告を出して、パブリックコメントを求めることにしたい。11月位に今回の意見の

内容とか、試案をもとに議論を決着させる必要がある。平成21年4月の年度は現行どおりである。図書館法の改正の際に平成22年4月施行というのは決められている。猶予期間をきっちりもうけたいと考えている。JLAから既にご意見をいただいているが、他からもご意見を出していただければよいのではないかと。今後、進行状況をふまえた上でご報告をするようにしたい。12月に報告書を出して、省令を決めて、最低1年間は、準備期間がある。

糸賀雅児(慶應義塾大学):重要な問題なので、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」の副主査の立場で補足させていただきます。私が聞いているのは、認可は要らない。つまり、今までは、講習科目を大学でやっていたので、その科目に相当する科目の認定を文部科学省がやっていた。今回は大学が設置する科目であるので、大学がそれぞれ、その趣旨にそって実施すればよい、文部科学省がいちいち認定するということはやらないと聞いている。一方で全国の大学が勝手に開講しているのか、という問題が残る。これは別途、考えなければならない。教職課程と同じように、司書課程審議会のようなものを作り、チェックする仕組みがいるのではないかと。決まった話ではないが、例えば日本図書館協会図書館学教育部会のような民間がやるのか、学位授与機構のようなものが評価していくという仕組みを将来は想定していかなければならない。

平成22年4月1日施行で、3年間は移行措置がとられるだろう。旧の司書講習に相当する科目を開講する大学、新しい科目を開講する大学が、3年間位は共存する。3年になるか4年、5年になるかはわからないが、3年間位の移行期間を用意されるだろうと考えている。

大谷康晴(青山学院女子短期大学):文部科学省令は平成21年度のどこか早い段階で、パブリックコメントを経て決まるだろう。かつてのような認可の作業は起こらない。平成21年度のどこかで決まるので、大学が考える期間がある。平成22年4月から3年間位の移行期間がある。という考えでよろしいですか。

糸賀:私の理解ではそうです。文部科学省企画官からあった話だが、博物館学芸員の学芸員資格を取るために大学が開講する科目を検討している。例えば、生涯学習概論は、学芸員、社会教育主事、司書は共通で1単位、今度の試案では2単位、JLAの理事会案、教育部会案では1単位で提案、そちらの審議とも関係し、博物館学芸員も単位増を検討しているようで、それとの調整があり横並びになる。

これも企画官の発言で重要だと思うが、今回の協力者案がまとまったところで、そのまま大臣告示・文部科学省令になるかは分からない。細かく点検し手を入れるので、今度の内容もできれば年内、遅くとも年度

内になる。我われの委員の任期は来年の3月なので、遅くともそこまでには報告が望まれる。早ければ文部省令案は平成21年度に公示、平成22年4月1日施行の予定になる。博物館の審議の過程、文部科学省の検討によって最終的に公示の時期が決まる。

質問紙2：資料2について、情報サービス演習、資料組織演習の時間が半減している点ですが、科目内容を見ると、内容が多岐にわたっている。新しく取り入れられている内容もあり、1科目では収まらないのでは、ないでしょうか？特に、情報サービス演習は、現在のレファレンス演習の内容がベースになっていて、情報検索演習の内容が完全に分解されている。教えること自体、形だけになってしまわないでしょうか。薬袋：その前に、先ほどの認可について、文部科学省は、ほぼ、同様な形で事前相談、中身のチェックをしたいと言っておられます。

情報サービス演習については、大変、困っている。つまり、全体の時間が限られているなか、結果的にそうなった。資料組織演習、情報サービスだけの演習だけをしていて、他の演習がないということにワーキンググループでは注目した。むしろ図書館サービス全般、さまざまな演習の内容を側面から支えるような形で、全体としての教育効果をあげていくことをねらった。志保田務(図書館学教育部会長)：教育部会幹事会案では演習3単位をあげているが、各大学では3単位が不安定であれば4単位という仕掛けを申し上げたい。教育部会幹事会案では、それぞれの大学では増やすことができる。

質問：ひとつ前の質問に戻るが、設置認可が必要ないということは原理的にはわかるが、今、1996年の行政指導があって専任教員が2人いる。チェックが無いなら、大学は1人いれば十分と考えてしまう。「事前相談」の可能性という説明があって良かった。科目の問題ではない。今までのような講習の科目を前提にした文部科学省への届け出があり、行政指導があるから中小規模大学の司書課程は、なりたっている。そうでなければ崩壊すると思う。

薬袋：協力者会議のワーキンググループでは専任教員2名と言っているが、図書館界全体、教育関係者の団体、その他の団体の意見として言っていたきたい。JLAの意見の中にもそれは入っている。

系賀：専任教員2名の件は、協力者会議の資料にはない。今後の議論の中でなされるが、28単位とした場合では、専任教員が2名いないとやっていけないが大学の人事の規制緩和との関係で決まるのではないが。栗原企画官の発言に、当面は2名とあるが、専任教員1名で、現実には専任がいなくていいところがある。新しい科目の平成22年4月以降もそうなるのか、実行性のある行政指導となるのか、見極める必要がある。

私自身も2名必要と考えるので協力者会議で発言はしていく。

大谷：司書課程で何を教えるのかという合意がとれていなかったのではないかと。

配布資料4.3.(1)科目の位置づけで、一つ目、「...専門的な図書館知識・技術を身に付けるための入口」を、図書館について知らなかった学生が、大学で初めて何を学ぶかが、図書館界に入るきっかけとなる。二つ目、「...職務を遂行するための基礎を培うためには、体系的な基礎理論を確実に学ぶ...」、最後に、他のより高度な接続の問題をどう学ぶか、入口であるならば、日本で、100人は知識として知っている必要があるが、1万人が知っている必要はない。主題、専門性を議論しても、大学で他の専門性が守れるのか。図書館界全体としてどこまで皆さんの意見を聞くのか、建て直しをしようとしているのか。

柴田：薬袋先生の配布資料4の4頁、「図書館に関する科目内容」の基本的な考え方の7つの項目の具体的な中身を議論しようとしても、我々に議論の時間は限られている。入口論の立場でいくと、より専門的な知識を身につける図書館情報学に関する大学院を想定して考える必要がある。

志保田：入口論、他に大学院など上位への接続は了解できる。確かめておかなければならないのは体系的な基礎理論を純粋に学ぶことは必要だが、その反射として演習、技術がやや縮小に及んでいるのか質問したい。

薬袋：今回の特徴で申しあげたとおりで、理論と演習では理論を重視している。個人的な考えだが、例えば情報サービス論1科目、情報サービス演習1科目となっているのは、日本の公共図書館では、レファレンスサービスの状況として取組が低いという批判がある。情報サービス論、演習をやる以前に図書館サービスをきちんと学ぶ。課程で体系的、理論的に学んだ方が演習や実習の機会を生かして自分の知識として、自己学習を進展させることができる人材を養成したい。限られた学習時間をどこにあてるかになってくる。行政の方向を考えていく。

竹内比呂也(千葉大学)：何が理論として位置づけるのかにかかってくる。図書館サービス・論、情報サービス・論となると、利用者行動論、情報探索行動論などが出てこないといけない。情報利用者の理解がなくて、情報サービスの理論ということになっている。

質問：今回の科目案で、児童サービス論にヤングアダルト層が含まれている、また、図書館サービス演習に利用者別サービスの企画と実施が概要としてあがっている。児童サービスに関して、演習は、児童サービス論の内容なのか、図書館サービス論演習の中に含まれるのか、議論はどのようにあったのか。

葉袋：資料からは明確ではないが、演習は、児童サービス論の中で具体的にやっていただくことを想定している。図書館サービス演習は、障害者等も含めて、利用者別サービスとあるが利用者全般になる。児童サービスは独自性が高いのでその中で演習も行う。

大谷：補足しておきます。協力者会議の議論では児童サービス論に関しては、従来、ヤングアダルトがなかったわけではないが、科目名として扱わず、子どもの読書、子どもを対象にしよう、とその中で膨らませようというイメージであった。科目名と整合性がとれないが、旧来の名称でいくことになった。

志保田：教育部会幹事会案では、児童サービス論は、1単位になる。協力者会議の科目検討チーム案が2単位の中に演習が含まれるのであれば、教育部会幹事会案がいう1単位制をとり、理論、演習を明確に位置づけた方がよいと考えられる。

葉袋：より専門的な科目の接続は、協力者会議ワーキンググループの議論では、司書課程で、ここまで教えるとか、教育学習の内容をある程度、区分して、階層化する必要があるのではないかと。図書館情報学専攻では、司書講習の全内容を教えているのかはケースによる。大学院は必ず上のレベルの内容を教えているか、ここまで知識があるということが前提になる。教える内容をきちんとしておかないと専門職にはならない。教育部会などで、サンプルでいいので、特定の項目の範囲を決めてもらい議論できればいい。

志保田：教育内容に段階制を設けることについて、ゆくゆくは教育部会の仕事だが、案は検討チームで示していただくとして、科目で、新しい名称の科目、例えば、図書館制度行政論、図書館情報技術演習、図書館サービス論、教える項目をあげられているが、新しい科目には、丁寧な説明、科目のねらいや趣旨を示していただきたい。

糸賀：入口の話と演習と講義のバランス：理論と応用のバランスで、同時に図書館というものを理解する。働けないが図書館に興味をもち、理解する。図書館の理解を正しくする。演習、講義、実際、演習をやるとおもしろい。演習はコンピュータ操作、図書館の現場を見ることも、演習になる。理論を理解するだけでなく、演習のバランス、興味をもつ、知的好奇心旺盛な学生だけでなく、就職先と考えると良い。図書館の現場に入ってこれでは、ダメだと、大学院でやってみよう。慶應大学の大学院の例では、社会人大学院生が多い。学部を終え、いったん現場に入り、問題意識も見てきた人にどういうカリキュラムが必要か、入口論でよいが、完成された出口はどこかも議論したい。

柴田：配布資料4の6頁、基本的に、理論と演習で、つながっているものが入口であることの共通認識がとれた。図書館に就職できないが、司書養成課程で学ぶ

ことがおもしろいという、感覚を育てるのも図書館のサポートの入口の一部になる。教育部会で、論議を深め、11月協力者会議に注視し、提案していくことも必要だろう。今回の臨時研究集会を始まりとして、多くの検討と議論を重ねることを期待して、会を閉じることとする。

東日本会場（於・慶應大学）

（栗原祐司氏、葉袋秀樹氏の報告について）

質問：これからの図書館協力者会議の科目案は配慮された案だと考える。さらなる検討の一つとして、科目の考え方の基礎科目の中に、図書館情報技術演習がある。小学校段階から情報関係の教育を受け、大学でもコンピュタリテラシーがあるので、その関係性では、大学既存の科目と同じになってしまう。図書館情報学の理論的なアプローチでは、歴史的な見方は散見される。図書館の情報メディアの体系を学ばせ、歴史学を基礎科目として、全体が学べるようにできないかを検討願いたい。

葉袋：情報技術演習は相当議論した。大学の必須の情報科目の技術で、全部を学べないというのが統一意見になった。各大学でも方法は異なる。専門的な内容を想定している。必須の情報学とはダブらない。図書・図書館史について、メディアの歴史が重要だというのは、認識している。図書・図書館史を必須に置くのは現状にもない。選択で学ぶ人と学ばない人がいるのは、問題がある。15回の内、3コマを使用するとか、大学判断で広げることにはできる。図書館に関する歴史は、例えば図書館サービスの歴史等にもあるので、各大学の自主的判断で、確保できると考える。

教育部会幹事：専任教員2名の保障の規制力はどうか

栗原：文部科学省に設置認可に関する権限がなくなるが、2名については指導をしていく。認可権限による指導はなくなるが、あらゆる機会を通じて行っていく。

質問：児童サービス論（講義）で図書館全体の考え方で、図書館サービス論、成人サービス、多文化サービス、ヤングアダルトの利用者層に触れている。図書館サービス論、情報サービス論について、それぞれサービス演習が1科目ずつある。児童サービス論に、演習がない。児童サービスの中で、読書の、乳幼児からヤングアダルト、基礎的な知識、児童サービスの論、2科目必要だろう。ヤングアダルトサービスは、かなり重要だと考える。図書館情報学の中には、成人サービスがあったが、設置する必要があると思うが。

葉袋：児童サービス論は、2単位だが、演習につい

ては、はっきりはしていない。児童サービス論の中で、演習もやってもらう。図書館サービス演習の中の利用者別サービスでもできる。重複ではないが、取り上げ方が異なる。ヤングアダルトサービス、児童サービスの取り上げ方が違う。細目としてあげるので、個人的見解では、児童サービス論でお願いしたい。図書館サービス論にヤングアダルト利用者サービスの対象があつてよいのではと考えるが、あるべき姿で、図書館情報学でなくて司書課程という枠の中にあるので、児童サービス論の他に、演習を1科目、立てるのは難しい。図書館特論を大学判断で活用して欲しい。

質問：全てが必修ということだが...

薬袋：大学における履修すべき図書館の科目を全ての大学で実施することになるが、実現可能性について、関係機関の意見を検討する。履修すべき科目が少ないというのであれば、大学自主判断になる。現状でも、大学判断で科目が多いところと少ないところがある。全ての大学でやるので、増やした場合、他の大学ができるかが非常に悩ましい。検討はする。

質問：私的な試案について質問したい。司書課程の地域バランスにおいて薄さがあるが、地方の公共図書館は、地方の短大出身者が充実した図書館を形成してきた。短期大学は科目の実現可能性について28単位は不可能である。地方における人材養成ができなくなった場合、日本の図書館の下支えに支障がでてくる。

薬袋：私的な試案ではない。これからの図書館の在り方協力者会議の報告説明以外は、私の考えだが、図書館学教育は、大都市圏と地方で差異がでてくる可能性がある。機軸を設定して、地方に四年制大学がなく、短大でしか司書課程がないという、地方の事情も考慮はしている。短大の中でも、28単位を開講しているところもある。全国の短大の充実のために、もう一步、二歩頑張つて欲しい。日本の図書館情報学教育の水準を上げていかなければならない事情がある。日本の図書館情報学教育の在り方の調和を考えなければならない。なお、今日聞かせていただいた意見は、これからの図書館の在り方協力者会議で報告する。

(文責：川崎秀子(佛教大学)かわさき・ひでこ)

省令科目(予測)への ご意見をお寄せ下さい

改正図書館法(2008年6月)によって省令に定めるとされた「大学における図書館に関する科目」の試案(検討のためのたたき台)が、「これからの図書館の在り方検討協力者会議のこれまでの意見の概要・試案」として、当部会の臨時研究会(2008年7月19、26日)において薬袋秀樹氏(これからの図書館の在り方検討協力者会議主催)より説明されてきました。これは14科目28単位からなるもので、先頃「これからの図書館の在り方検討協力者会議」(第1回)配付資料」として公表されました。これに対して当部会幹事会は「『大学における図書館に関する科目』についての日本図書館協会図書館学教育部会幹事会の考え方」を2008年7月26日に開催された三田図書館・情報学会月例会/当部会臨時研究会において口頭発表しました。

これら、特に「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方(これからの図書館の在り方検討協力者会議のこれまでの意見の概要・試案)」は、多少かわるにしろ、「大学における図書館に関する科目」の直近モデルとなり、これに対し、

我々は限定された期間内にパブリックコメントを投ずる事態となるでしょう。みなさま、ぜひパブリックコメントにご高見を呈してください。

しかしパブリックコメントの開始時期が不明で、しかも期限は、省令の施行日(2010年4月)から村度すると、最も早くも2008年末、最も遅いと2008年度末、また短期間である旨予測されます。当部会はパブリックコメントの機会を無駄にしないためにも、前もって部会員のみなさまから科目全体、個々の科目設定の基本コンセプト、各科目のバランス、単位数、全体のバランス等についてご意見を頂戴し、部会としての意見を投げ、科目の制定に有効な影響を及ぼしたいと思料します。ご投稿の形式は自由、宛先は以下の通りとします。なお、みなさまの意見を当部会が公表するようなことがあるかもしれませんが、その折、匿名を希望なさる場合、その旨の付記をお願いします。

メール：kyouiku@jla.or.jp

郵便：〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14

日本図書館協会 図書館学教育部会 宛

編集担当

〒631-8585 奈良市学園南3-1-3 帝塚山大学心理福祉学部 柴田正美
Tel. 0742-41-4863 Fax. 0742-41-4905 E-mail: mshibata@tezukayama-u.ac.jp